１　大阪府行政オンラインシステムについて

1. システムの概要

大阪府行政オンラインシステム（以下「本システム」と言う）は、住民サービスの向上、行政運営の効率化を図るため、住民や事業者からの申請・届出等をインターネットで受け付け、審査や交付等をオンラインで行うシステムである。

1. システムの目的

現状、多くの行政手続において、デジタルで完結できず、直接自治体窓口での手続を必要としているため、住民は窓口に出向く時間の確保や電車や車などによる移動の負担がかかっている。住民の負担軽減、利便性向上の観点から、行政手続をオンライン化することで、パソコンやスマートフォン等の携帯端末でいつでも家にいながら手続が行えるようにする。併せて、申請に対する職員の審査業務の効率化を図る。

※行政手続きの例　大阪府営業時間短縮協力金支給申請

感染防止認証ゴールドステッカー交付申請　等

２　提供する個人情報について

1. 本システムの利用者情報
* 個人の場合：氏名※、氏名カナ※、性別、生年月日※、郵便番号、

住所、電話番号※、メールアドレス※

* 事業者の場合：法人名／事業者名※、郵便番号、所在地、代表者名、

代表者名カナ、担当部署、担当者名※、担当者生年月日、連絡先電話番号※、メールアドレス※

※ は利用者情報における必須登録項目

1. その他

各行政手続きの申請内容により異なる。

（例：法人番号、代表者生年月日、振込先口座情報　等）

３　利用者と利用形態

1. 利用者　　大阪府の行政手続きをしようとする者
2. 利用形態　　大阪府の行政手続きへの申請や審査状況等の確認
3. 利用端末　　インターネット回線に接続したパソコンやスマートフォン等
4. 利用の流れ　　別紙１参照

４　運用状況（Ｒ３.１２末現在）

1. 手続き数　　　１９
2. 申請数　　　約５０万件
（手続きの一覧は、別紙２参照）

５　大阪府個人情報保護条例第８条との関係

第４項における公益上の必要性及び個人の権利利益の保護対策は以下のとおり。

1. 公益上の必要性
* 国においては、令和元年１２月に施行されたデジタル手続法の下、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化のため、デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則を定め、行政手続のオンライン化の実施に取り組むとしている。また、令和２年１２月に改訂された「デジタル・ガバメント実行計画」では、感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、デジタル化の更なる加速に取組む方針が示された。
* 大阪府は、令和２年３月に策定した「大阪スマートシティ戦略」において、住民の生活の質（ＱｏＬ）の向上の具体化に向けた取組みとして、行政手続のオンライン化を推進していくことを挙げている。

オンライン化の推進にあたり、住民や事業者が窓口に出向く時間の確保や移動の負担を軽減でき、自宅にいながらスマートフォン等でいつでも行政手続を行えるよう、現行の電子申請システムの再構築が求められている。こうした住民等のニーズに応えるとともに、国の動きと歩調をあわせ、行政手続のオンライン化を加速させるためには、より利便性を高めた新たな電子申請システムが必要である。

1. 個人の権利利益の保護対策
2. 基本的な考え方
* インターネットにより提供される情報は、利用者本人が入力した「利用者情報」と、申請に係る「申請内容」、「審査状況」、「通知書等」である。
* 利用者は随時、これらの情報を入手し得る。なお、情報にアクセスできるのは利用者本人のみである。
1. 情報の本人の同意の確実性の基準
* 本システムの利用にあたり、利用規約への同意を必要としており、大阪府のホームページ上で本システムの利用規約（詳細は、別紙３参照）を掲載し、周知している。
* 本システムの利用を選択しない者については、紙媒体による申請が可能。
1. 情報の管理体制の基準
* 技術的セキュリティの確保
利用者が本システムを利用する際、通信を暗号化（ＳＳＬ／ＴＬＳ）することで、情報の流出を防止する。
* アクセス権の制限
利用者は、自らが設定した利用者ＩＤ及びパスワードにより、自己の申請情報等にアクセスでき、他の者がアクセスすることはできない。
* 公的個人認証サービス等の利用
手続きの特性に応じ、「電子署名」や「電子証明書」を付与するサービスを利用し、「なりすまし申請」や「データの改ざん」を防止する。

６　まとめ

以上のとおり、本システムは公益性が大きく、住民や事業者の利便性向上、職員の業務の効率化を加速させることができ、住民の生活の質（ＱｏＬ）の向上に寄与するものであり、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものと考える。